

株式会社富士通ゼネラル 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社富士通ゼネラルと称する。英文では、FUJITSU GENERAL LIMITED と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
2. 電気装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
3. 家庭生活用品、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
4. 前各号以外は一切の装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
5. 前各号に附帯する工事、設計、請負
6. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を川崎市高津区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合は、この限りでない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 ①当社は株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は川崎市のいずれかの区またはこれに隣接する地にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第16条 ①株主総会は取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。
②株主総会の議長は、取締役会の決議により、社長または会長がこれにあたる。議長となるべき者に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第17条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 ①株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 ①株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
②前項の場合には代理権を証する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第21条 当会社にと取締役17名以内を置く。

(選任)

第22条 ①取締役は株主総会において選任する。

②前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会の招集者および議長は、取締役会において定める取締役会規程による。

(招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(決議の方法)

第26条 ①取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

②当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 取締役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(代表取締役)

第28条 取締役会はその決議をもって代表取締役を選定する。

(社長および会長)

第29条 取締役会はその決議をもって取締役または経営執行役から社長1名を置くほか、取締役から会長1名を置くことができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第32条 ①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であ

った者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(経営執行役)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、経営執行役を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第34条 当社に監査役4名以内を置く。

(選任)

- 第35条 ①監査役は株主総会において選任する。
②前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

- 第36条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集者および議長)

第38条 監査役会の招集者および議長は、監査役会において定める監査役会規程による。

(招集通知)

第39条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(決議の方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、その過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第41条 監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第42条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第43条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第44条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当の基準日）

第47条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

- 第48条 ①配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。
- ②期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第1版 1936年1月15日 制定施行	第14版 1952年2月28日 改正施行
第2版 1936年4月5日 改正施行	第15版 1952年10月27日 改正施行
第3版 1942年3月28日 改正施行	第16版 1954年2月26日 改正施行
第4版 1942年8月5日 改正施行	第17版 1955年2月26日 改正施行
第5版 1946年8月20日 改正施行	第18版 1956年2月28日 改正施行
第6版 1947年1月30日 改正施行	第19版 1957年2月26日 改正施行
第7版 1947年11月5日 改正施行	第20版 1958年2月26日 改正施行
第8版 1947年11月20日 改正施行	第21版 1959年2月27日 改正施行
第9版 1948年2月26日 改正施行	第22版 1959年11月27日 改正施行
第10版 1948年3月6日 改正施行	第23版 1961年11月29日 改正施行
第11版 1948年11月2日 改正施行	第24版 1962年5月30日 改正施行
第12版 1950年2月14日 改正施行	第25版 1965年5月31日 改正施行
第13版 1951年11月12日 改正施行	第26版 1966年5月30日 改正施行

第27版	1966年11月10日	改正施行	第37版	2003年6月26日	改正施行
	本改正のうち、商号変更については 1966年11月17日以降適用とする。		第38版	2004年6月25日	改正施行
第28版	1972年11月17日	改正施行	第39版	2006年6月23日	改正施行
第29版	1975年5月20日	改正施行	第40版	2008年6月24日	改正施行
第30版	1982年6月17日	変 更	第41版	2009年6月24日	改正施行
	1982年10月1日	施 行	第42版	2010年1月6日	改正施行
第31版	1985年6月19日	改正施行	第43版	2015年6月23日	改正施行
第32版	1990年6月28日	改正施行	第44版	2017年2月21日	変 更
第33版	1991年6月27日	改正施行		2017年4月1日	施 行
第34版	1992年6月26日	改正施行	第45版	2022年6月16日	変 更
第35版	1994年6月29日	改正施行			
第36版	2002年6月26日	改正施行			